甲府法人会たより



富士川町高下から望む富士山

めざします。企業の繁栄と社会への貢献

第133号

平成 29 年 1 月

題字 芦澤会長

消費税期限内納付 推進運動

平成28年分の所得税の確定申告書の提出は、 平成29年2月16日(木)から、 平成29年3月15日(水)までです。

主な内容

新年のご挨拶 法律相談 Q & A 税務相談Q&A 小学生の税に関する習字展 税に関する高校生の作文

挨





公益社団 般社団法人山梨県法人会連合会会長 法人甲府 法人会会長

揃いでお健やかにお迎えのこととお喜び申 ろの一端をお話しいたします。 し上げます。年頭に当り、私の考えるとこ 皆様方には平成二十九年の新年をご家族お 法人会は税のオピニオンリーダーとし 新年明けましておめでとうございます。

①各種研修会、セミナーや「法人会たよ まず、「税に関する活動」ですが、 る活動」と「地域社会貢献」であります。 団体であり、その活動の基本は「税に関す 与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の て、企業の発展を支援し、地域の振興に寄 提供を充実いたします。 求められる税に関する知識や、情報の り」などの情報誌を通じて、企業経営に

- ②「税制の提言活動」については、全会員 うな建設的な提言を行います。 映させ、地元中小企業が元気の出るよ どを活用し一般の方々からの意見も反 のほか、甲府法人会のホームページな への税制改正に関するアンケート調査
- 昨年七百十六点の応募がありました。 教室」に加えて、昨年は「ミニバスケッ 例となっている「野球教室」「サッカー 出向いての「税金教室」をはじめ、恒 らうために実施しています。小学校に これらの事業を通じて、 る「税に関する絵はがきコンクール」は 部会が中心となり全県下で実施してい トボール教室」を開催し、クイズ形式の の皆さんに健全な納税意識をもっても 「税金教室」を行いました。また、女性 「租税教育活動」については、若い世代 本年も多くの

提供します。 子供たちに「税」について考える機会を

①山梨県の委託事業である婚活支援事 利用促進を図ってまいります。 者および成婚カップルの増加に向け、 との協働体制を強化し、センター登録 迄に十五組誕生しました。今後も、県 年目となります。成婚カップルも昨年 と協働して取り組んでおり、本年は三 として、山梨県法人会連合会が山梨県 業「やまなし出会いサポートセンター」 は、未婚化・晩婚化による人口減少対策 次に「地域社会貢献活動」ですが、

②女子社員向けの階層別セミナー「女子力 ます。 ます。女子社員対象の企業内研修の一 を図りながら、継続して実施していき 題となっており、本年も内容の見直し か、女性の活躍促進は今日の社会的課 となります。労働力人口が減少するな つに加えていただくようお願いいたし パワーアップセミナー」は本年で四年目

ご活躍および、事業の益々のご繁栄を祈念 を高めていきたいと思います。 きます。そして、地域社会における存在感 に何をすべきか、あらゆる機会を通じて情 いたしまして、新年の挨拶といたします。 い申し上げるとともに、皆様方のご健勝、 報を収集し、議論・検討し、事業化してい 結びに、皆様方の絶大なるご協力をお願 本年も法人会として、会員や地域のため

(株式会社山梨中央銀行代表取締役会長)



甲府税務署長

営に、格別なご理解とご協力を賜り、厚に会員の皆様には、税務行政の円滑な運 く御礼申し上げます。 ことと心からお慶びを申し上げます。 には、輝かしい新年を健やかにお迎えの 昨年中は、芦澤会長をはじめ役員並び 公益社団法人甲府法人会の会員の皆様 あけましておめでとうございます。

活動などのご功績により、国税庁長官表年にわたる申告納税制度の発展に向けたまた、芦澤会長におかれましては、多 ざいます。 彰を受彰されました。誠におめでとうご

作戦への参加、スポーツ少年団を対象と取り組まれるとともに、富士山クリーン の慰問活動など、地域に密着した社会貢した各種スポーツ教室の開催、福祉施設 た租税教育など、正しい税知識の普及と修会の開催をはじめ、小学生を対象とし 貢献されております。このような皆様の 献活動を通じて地域社会の健全な発展に 納税意識の高揚を図るための啓発活動に する経営者の団体」の理念の下、各種研 域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献 表する次第であります。 熱心な活動に対しまして、 ンリーダーとして企業の発展を支援し地 貴会におかれましては、「税のオピニオ 心から敬意を

税者サービスの充実に努めるとともに、 現する」ことにあります。私どもといた 的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実 しましては、その使命を果たすため、納 さて、国税庁の使命は「納税者の自発

> 援を賜りますようお願い申し上げます。 法人会の皆様には、今後とも税務行政のるところであります。公益社団法人甲府 平感を与えないよう、職員一丸となっ適正な申告を行った納税者の皆様に不公 て、適正・公平な課税・徴収に努めてい よき理解者としてさらなるご協力とご支

申告期を迎えます。確定申告書への番号開始されます。間もなく所得税等の確定 けさらなる周知と広報に努めて参ります の徹底を図るとともに、制度の定着に向といたしましては、番号を含む情報管理 の提出が必要になります。私ども税務署 と身元の確認)書類の提示又はその写し の記載とあわせて本人確認(番号の確認 号・法人番号の記載など本格的に運用が成二十八年分の源泉徴収票への個人番 新年の挨拶とさせていただきます。 協力を賜りますようお願い申し上げます。 ので、会員の皆様には引続きご理解とご にご事業のご繁栄を祈念いたしまして、 益々のご発展と会員の皆様のご健勝並び 結びに、公益社団法人甲府法人会の マイナンバー制度につきましては、平





山梨県知事

斎

申し上げます。また、昨年中は芦澤会長 二十九年の新春をお迎えのこととお慶び 納税の推進にご協力を賜りますととも をはじめ会員の皆様方には、適正な申告 おかれましては、ご清栄のうちに平成 をいただき、 に、納税思想の普及啓発にも多大な貢献 公益社団法人甲府法人会会員の皆様に 新年明けましておめでとうございます。 心より感謝申し上げます。

晴らしい活躍を期待するところです。 パラリンピック競技大会においても、素 感動を与えてくれたことは、記憶に新し 本県関係者も総勢十四名の選手が出場 ク・パラリンピック競技大会が開催され、 いところです。次の東京オリンピック・ し、それぞれの活躍が、私たちに大きな 昨年は、リオデジャネイロオリンピッ

現できるよう、 な文化といった地域の魅力を世界に発信 するアクセスの良さ、美しい自然や多様 本県にとりましても、開催地東京に隣接 東京オリンピック・パラリンピックは、 様々な取り組みを進めて 本県の更なる発展が実

月に策定した「ダイナミックやまなし総 の取り組みを加速させ、本県の発展に繋 に取り組んで参りました。本年はこれら 合計画」を実行に移す年として、各施策 ることとなります。昨年は、一昨年十二 また、本年は知事として三年目を迎え

藤

げて参ります。

参ります。 実施による迅速な滞納整理に取り組んで 徴収強化や、財産調査・滞納処分の早期 置づけ、市町村と連携した個人県民税の 確保対策を最重要の行政施策の一つと位 収入は極めて重要でありますので、税収 不可欠であり、特に自主財源である県税 政策推進にあたっては、 財源の確保が

ます。

ましてご高配を賜り、

厚く御礼申し上げ

みをお願いいたします。

な税政運営に努めて参りますので、会員 力添えを賜りますようお願い申し上げま 応えられるよう、引き続き、公平・公正 の皆様におかれましては、なお一層のお 今後も、納税者の皆様の信頼と期待に

りますよう心からご祈念申し上げまし て、 て、 甲府法人会並びに会員の皆様にとりまし 結びに、平成二十九年が公益社団法人 新年のご挨拶といたします。 明るく希望に満ちあふれた一年とな





甲府支部長東京地方税理士会

会員の皆様には、税理士会の活動に対し 迎えのことと心よりお慶び申し上げます。 は、平成二十九年の新春をお健やかにお 旧年中は、芦澤会長をはじめ役員及び 公益社団法人甲府法人会会員の皆様に 新年明けましておめでとうございます。

ライアントとしてご活躍されている中 員の皆様が、わたしども税理士会員のク 終え、二年目も順調に運営してきている 支部創立五十周年を迎え、税理士会甲府支部は、平 ことと、重ねて御礼申し上げます。 ところです。これもひとえに、貴会の会 五十年に向けたスタートの一年を無事に で、ご支援ご協力をいただいております ス、昨年は新たな平成二十七年に

番号)制度=社会保障·税番号制度」。 稼働一年目にあたります。 平成二十九年は、「マイナンバー(個人 実

要しないことになるそうで、 ら記載が始まります。また、「個人番号」 するのですが、受給者本人用には記載を や市町村等に提出するものには記載を要 一月から本格的に導入が始まり、税務署 ド」に交換する手順ですが進捗状況は芳 は、「通知カード」から「個人番号カー 日以後開始事業年度の法人税申告書か 届いておりますが、平成二十八年一月一 あてに「法人番号」が一昨年の十一月に しくないようです。とはいっても、この 貴会会員の皆様の元には、会社・法人

> 報保護」の観点から税理士はもとより企です。取扱いに当たっては「特定個人情 業の皆様にも「安全管理措置」への取 記載してはいけない書面が存在するそう も提出先が異なる場合、マイナンバーを 正 口口

いする次第です。 理士の活用に私どもからもご協力をお願め上の活用に私どもからもご協力をお願めた。―Tax利用促進と税るという貴会と同一歩調での取組み、個も、e―Taxの一層の利用推進に努め ご協力も取組んでおります。これから ける賛助会員制度に税理士会員の中から ります。さらに申しますなら、貴会にお でも深度ある交流・協力をいただいてお 挨拶の交換など、税務関連民間団体の中 の原稿依頼、また、双方の総会等でのご 説明会への講師派遣をはじめ、 税理士会と貴会との交流は、 新設法人

まずは、関与の税理士会員にご相談をお 度、事業承継、相続対策、消費税など。 研鑽をつんでおります。マイナンバー制 くださいますようお願いいたします。 立てる準備をしておりますので、ご活用 願いします。法人会会員の皆様のお役に 税理士会員は、「研修の義務化」により

させていただきます。 ご祈念申し上げまして、 びにご事業のご繁栄の年になりますよう 益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並 結びに、公益社団法人甲府法人会の

平成二十 八年度

税を考える週間

『県民の日』

に税の啓発活動

税務署

甲府法人会から四名が受彰

税務署納税表彰式がホテル談露館におい 務協力団体の皆様が出席されました。 て開催され、多数の来賓・受彰者や税 一月十一日、 平成二十八年度の甲府

目的に毎年実施されています。 及に貢献された方々を表彰することを を通じ、納税意識の高揚、税知識の普 この表彰は税務協力団体などの活動

彰されました。 務署長感謝状二名の計四名の方々が受 当会からは、税務署長表彰二名、税

ざいました。 当会からの受彰者は次の通りです。 受彰された皆様、 誠におめでとうご

署長表彰受彰者



山梨交通株式会社 野 三 雄 氏

副会長

株式会社コーシン 監 Щ 事 正 和 氏

署長感謝状受彰者

小



山 事 勉

理 株式会社ホテル舟山 事 氏



株式会社小林商会 林 重 夫 氏

芦澤会長が 国税庁長官から表彰される



会議所におい 区の三田共用 十月二十 東京都 五

国税庁長

税務行政の円滑な運営への多大な貢献 官表彰が行われ、 [税庁長官表彰を受彰されました。 の功績から、 誠におめでとうございました。 当会の芦澤敏久会長 税知識の普及啓発と

> りました。 知名度向上を図る有意義な活動とな る関心を高めるとともに、 ける問題としました。「税」に対す における役割を身近に感じていただ くらくらいの税金が使われている 年間に一人の児童や生徒に対して か?」など、税の大切さと税の社会 クイズの内容は、 「義務教育 法人会の 0

活動に参加いただきました。今回は 員長をはじめ、芦澤会長、本会の役 を中心に参加しており、長坂広報委 割などについてクイズ形式にて学ぶ 当会も参加し、税の社会における役 を行うことができました。 て目標の約二千名を対象に啓発活動 活動として、広報委員会のメンバー の活動は毎年『税を考える週間』 瀬スポーツ公園において開催された 二日間とも晴天に恵まれ、二日合せ 税金クイズ」を実施しました。 県民の日記念行事』のイベントに 十一月十二日と十三日の両日、 女性部会から多数のメンバーが Z

0

り大盛況となりました。 戦する中高生や親子連れが大勢集ま 年同様の賑わいをみせ、クイズに挑 ントが並ぶ中、法人会のテントは例 同会場には他にも多くの団体のテ

蛍光ペンや税の啓発シール付きの て配った法人会オリジナルグッズの 、ートは大変喜ばれました。 今回も「税金クイズ」の賞品とし



税金クイズの答え合わせをする女性部会員

す。」と要望

しま

慮

をお願い

しま

税 改 ΠE 要 望活 動

Ш 亚 梨県選 一十九年 出 国会議員、山梨県及び管内全自治体 ·度税制 一提言書を提出

二 十 一 員長) 野税制委員長 議員会館) 八名の国会議員の各事務所 る提言」の実現に向けて、 た「平成二十九年度税制改正に関 しました。 全法連理事会に と税制委員が、山梨県関係の 旦 を訪問し、 山梨県法人会連合会の (甲府法人会・税制委 お 提言書を提 いて決議 (東京の 十一月 さ 出 髙 す n した。

提 市、 野税制委員長ほか甲府法人会税制委 \mathcal{O} 員と各支部長に同行いただき、山梨 出しました。 各首長及び議長に対して提言書を また十一月九日・十五日には、 中央市、 甲府市、韮崎市、 南アルプス市、 北杜市、甲斐 昭和町 髙

て、

課税の公平性

の超過課税につい 法人県市町村民税 税率を決定できる

で、

各自治

佐が

今回の要望の

制改正 建設的な意見を提言し、その実現を お願いしております。 提言に際し、「法人会は、 地方自治体、 に関し、 政府、政党、 議会などに対して 本年も国 毎年 関係省 地 税

理由から超過課税

を行っている場合

増収税額及びそ

は行うべきでは

を欠く安易な課税

いこと、財政上

0)

■山梨県選出国会議員に対する要望活動

参議院議員 宮沢 由佳 事務所

0) は

使

途 をホ

]

A

で、 小 方 **ζ**) 拡充等の提言を取りまとめ 企業の活性化に資する税制措置 の徹底した行財政改革の推進と中 ただき、 提言の趣旨を十分にお汲み取り その実現に 格別のご ましたの 0 配

が きましては、 公開され、 その結果、 当会の要望

現しました。

実施日▶平成28年11月21日 要 望 動 議員事務所名 面接者氏名 衆議院議員 山本 中島
克仁 事務所 健 秘書 衆議院議員 長崎幸太郎 事務所 伊藤 宗孝 秘書 衆議院議員 中谷 真一 事務所 中谷 真一 衆議院議員 典子 衆議院議員 宮川 典子 事務所 宮川 衆議院議員 衆議院議員 堀内 詔子 事務所 堀内 詔子 衆議院議員 衆議院議員 小沢 鋭仁 柴田 寧 秘書 事務所 参議院議員 森屋 事務所 漆原 大介 秘書 宏

~ | ジで公開することを要望 増収税額及びその使途 甲府市と韮崎市 の 部が L に ま 実 お

地方自治体に対する要望活動 実施日 ▶平成28年11月9日 · 15日

山根

睦弘

秘書

2013 LITTLE TO CALLED THE CONTROL TO L						
	要望	舌 動 先				
対象自治体名	面接者の氏名及び役職名	対象自治体名	面接者の氏名及び役職名			
山梨県	保坂 陽一 税務課長	甲斐市	保坂 武 市長			
山米県	佐野 光一 県議会事務局長	中安川	小浦 宗光 市議会議長			
甲府市	樋口 雄一 市長	中央市	田中 久雄 市長			
	古屋 昭仁 市議会事務局長	中大川	名執 義髙 市議会議長			
韮崎市	内藤 久夫 市長	南アルプス市	金丸 一元 市長			
三正州町 1	西野 賢一 市議会議長	用アルノ人口	石川 壽 市議会議長			
业林士	白倉 政司 市長	昭和町	志村 武夫 副町長			
北杜市	高橋 一成 市議会事務局長	アロイドは	三井 猛 町議会議長			

— 5 —

性部会の役員がそれぞれ講師を担当し

小学校においては青年部会及び女 において開催しました。 は再び落合小学校

(この日のみ五年生

アルプス市の落合小学校、

同月二十日

日に甲斐市の敷島北小学校、 に中央市の玉穂南小学校、

十二月

十九日に韮崎市の韮崎北西小学校と南

各小学校での「税金教室」の様子

中央市·玉穂南小学校



甲斐市 • 敷島北小学校



韮崎北西小学校

法人会役員が講師を務める

象とした『税金教室』 教育活動に取り組み、

甲

-府法人会では今後も積極的に租税

特に小学生を対 の開催に力を入

性部会員

か

寄せられた

児童達に大変喜ばれました。

れていく方針です。

てわ ました。 オも使用しながらわかりやすく解説し が無いとしたら自分たちの生活はどの において何のために必要なのか、税金 て一番身近な税金である消費税につい のクイズを出題しながら、 ようになるのか」 ました。教室の内容は、 かりやすく説明し、「税金が社会 などについて、 税金について 児童にとっ ビデ

同月二十一

うため、小学校高学年を対象に『税金 税の意義や役割を正しく理解してもら

当会では、

次代を担う児童に対し租

教室』を行っています。十一月十六日

啓発シールを貼ったノート等を配 用テキスト "税金教室" 『クイズだゼイ!』と税 終了後には、 税の啓発



南アルプス市・落合小学校

浄財を寄託

(金丸康信理事長)に寄託しられました。寄せられた浄財られました。寄せられた浄財は十二月二十七日に深澤女は十二月二十七日に深澤女は十二月二十七日に深澤女 られました。寄せられた浄財部会員から多くの浄財が寄せ開催の際に募金活動を行い、部会では、年間を通じて行事 ました。 社会貢献 の 一 環として女 V 事

金丸理事長に浄財を渡す深澤女性部会長と岸本監事

甲疗法人会たより

社

献 活 動

園野球場において、管内の三十二の少年 甲府法人会主催「第8回少年野球·税金 野球チームの選手約五百名参加のもと、 のもとに毎年開催しています。 の啓発を目的とし、青年部会の運営協力 与えるとともに青少年の健全な育成と税 貢献活動の一環として、子供たちに夢を 教室」を開催しました。この活動は社会 十二月十日、 南アルプス市櫛形総合公

監督の伊藤雄波氏をはじめ、 動としてクイズ形式の『税金教室』を行 ていただいている元日本航空高校野球部 の社会における役割や大切さを楽しく学 んでもらいました。 ·、子供たちにも身近な消費税など、税 今回も野球教室に入る前に税の啓発活 /球教室においては、例年講師を務め 東京読売

> 露していただきました。高橋選手と渡邉 北海道日本ハムファイターズの渡邉諒選選手、中日ドラゴンズの高橋周平選手、 は驚きと歓声をあげていました。 強い速球、 選手の一流プレーを子供たちの間近で披 甲府高校出身)の四選手が、バッティン 手(高橋選手と渡邉選手はともに東海大 ジャイアンツの寺内崇幸選手と田原誠次 選手の豪快なホームラン、田原投手の力 グ・ピッチング・守備におけるプロ野球 四選手の華麗な守備に参加者

がバッティング・ピッチング・守備・ラ しく触れ合う場面が多く見られました。 しながら、子供たちとプロ野球選手が楽 ンニングにおける基本の技術などを指導 野球教室の後、 後半の技術指導では、四人のプロ選手 初めての試みとしてプ

> り、当選番号が発表されるたびに、球場 景品として提供されるサプライズもあ 当たる抽選会も行い、 あり、興味深い話を聞くことができまし 術向上のための質問や野球以外の質問も は大きな歓声に包まれました。 本人が使用したスパイクやバットなどが た。またプロ選手のサイン入りグッズが なかにはプロ選手

ロ選手への質問の時間を設け、プレー

終了しました。 金教室」は大変な盛り上がりのなか無事き、今回八回目を迎えた「少年野球・税 さい。」と多くの意見をいただくことがで 参加チームからは「また開催してくだ



税金教室

田原投手のピッチング



高橋選手のバッティングの指導



渡邉選手のランニングの指導



講演される三井課長

女子カパワーアッ

あり方などをお話しされ、参加者は 職の立場から女性リーダーとしての 男女参画課の三井薫課長が女性管理 講演は山梨県県民生活部県民生活・ ル向上を図る研修が行われました。 とリーダーシップ・コーチングスキ 年度第三回(最終回)「女子力パワー 企業からも女子社員が参加しました。 アップセミナー」が甲府法人会館に 最終回は管理職社員を対象に講演 十一月十六日、山梨県連主催 甲府法人会の会員

熱心に耳を傾けていました。 るよう呼びかけをしていく方針です。 から多数の女子社員に出席いただけ 次年度の同セミナーも甲府法人会



の税に関 小学生

主催:甲府市租税教育推進協議会 · 公益社団法人甲府法人会

租税教育の一環として、次代を担う児童に、税に対する関心を高め、将来の理解ある納税者を育成するこ とを目的に実施し、甲府市内の28の小学校より1,687点の応募がありました。選考の結果、優秀作品に選ばれ た作品をご紹介いたします。

(敬称略)

0



駿台甲府小6年 森 安里紗



中道北小4年 樋泉 七海



山梨大学教育学部附属小2年 深澤 紗雪



小学一・二年生の部

中道北小2年 佐藤 凛空

伊勢小3年 渡邊 香華 ・四年生の部

小学五・六年生の部 玉諸小5年 荻野 蒼依

山城小2年 堀井 日菜子



小学三・四年生の部 大里小4年

小学一・二年生の部

阿部 さくら

> 小学五・六年生の部 伊勢小5年 渡邊 千華



小学一・二年生の部

伊勢小2年 渡邊

美華

小学三・四年生の部

小学五・六年生の 山梨大学教育学部附属小6年

小澤部 愛生

小学一・二年生の部 相川小2年 水上 瞳美

小学三・四年生の部 駿台甲府小3年

角田 繭璃

小学五・六年生の部 山城小5年

小学一・二年生の部

小学三・四年生の部

小学五・六年生の部

駿台甲府小5年 萩原

理音

中道北小1年 米山

瑞穂

里垣小4年

新澤

詩

片岡 奈音







小学一・二年生の部 中道北小1年



小学三・四年生の部

小学五・六年生の部

小学一・二年生の部

小学三・四年生の部

中道北小3年

望月 美弥

透賞





















優秀賞の贈呈式(伊勢小学校)

優秀作品の展示 (甲府駅北口ペデストリアンデッキ)



作品の審査会

小学一・二年生の部 駿台甲府小1年 内藤 優音

小学三・四年生の部 中道北小3年 松村

寧大

小学五・六年生の部 玉諸小6年 大沼

凛

— 9 —

律 相

談

非公開株式と代償分割



古屋法律会計事務所

ません。どのようになるのでしょうか。 **000万円の約1億円です。×の遺産の当社の株式を誰が取得するかによっ** Aがいます。Xの遺産は預貯金1,000万円と当社の約70%の株式約9, は譲渡制限が規定された株式であり、BCDEは当社の経営にかかわってい て当社の経営権はAに帰属することにならないかも知れません。当社の株式 した。Xには相続人として同人の子BCDEと先に死亡した3代目社長の子 Xが当社の株式の約70%を所有していましたが、平成20年1月10日死亡しま いますが、その子であるAが次期社長に就任する予定です。2代目社長の妻 の長男が3代目社長となりましたが、その3代目社長が平成24年 6月3日に死亡したため、現在は3代目社長の妻が社長を務めて 当社は初代社長が設立し、その長男が2代目社長となり、

A 分割の調停を申し立て、そこで協 きないときは、 といいます。 します。これを遺産分割協議 によってその帰属が確定 遺産は相続人全員の協議 遺産分割の協議がで 家庭裁判所に遺産

> 決定します。 ときは家庭裁判所の審判によって 議しますが、それでも決まらない

2. 定相続分に拘束されることなく相 遺産分割協議や調停の協議は法

> なります。 るため金員の支払を命ずることに 対し法定相続分との差額を調整す 相続分に満たない遺産の取得者に 取得することになる相続人に法定 す。その際、 に応じて分割すると規定していま 相続分を前提にして遺産の種類等 の他一切の事情」を考慮し、 る物又は権利の種類及び性質、 で、民法906条は「遺産に属す にならないことになります。そこ をしなければなりませんので解決 しないときは共有物の分割の裁判 をしなければならず、それが成立 れではその後共有物の分割の協議 ということも考えられますが、 定相続分の持分による共有にする す。その場合、すべての遺産を法 き分割の審判をすることになりま 審判においては法律の規定に基づ にすることができます。しかし、 産を取得するという協議でも有効 産の帰属を決めることができま 続人全員の合意によって自由に遺 相続人の1人がすべての遺 法定相続分を超えて 法定 そ そ

は、審判の場合に限らず審判以外 といいます。この代償分割の方法 代償金がある遺産分割を代償分割 この金員を代償金といい、 この

裁の事件です。原審の裁判所はこ

ことができます。 の遺産分割においても有効にする

②遺産の大部分が住居であり、そ 続人に代償金を支払わせる場合、 型的なものは、 されています。 及び性質、その他一切の事情」を き、その住居を使用する相続人に さな面積になってしまうようなと に根拠がありかつ適切なものと解 分割は上記の民法906条の規定 考慮したものであり、そのような 支払わせる場合です。これらは、 取得させ、その相続人に代償金を れを分割すると意味をなさない小 き継ぐ相続人に取得させ、その相 ている場合農地をすべて農業を引 遺産に属する物又は権利の種類 代償分割が合理的だとされる典 ①農業を家業とし

あれば本件のAは代償金が準備で るでしょうか。それができるので や住居と同様に解することができ な事案の審判事件がありました。 とができます。本件の内容と同様 きれば当社の経営権は承継するこ では、 平成26年1月15日決定の東京高 本件の株式は上記の農地 後継者が当該旧代表者から贈与等 て、 には取 合意をもって、 継者である場合には、 定相続人は、 化に関する法律が、 ることが 174条が その株式 発行会社は、 小企業に しから、 が 安定のためには、 !である。 その大半を保有していたことな 主は10名であり被相続 して自社 けることが 譲 株式の譲渡制限を設けて で 渡 本件のXが死亡した時点 締役会の承認を要するとし きる。 制限 当会社は典型的な同 おける経営 できると規定し、 求できる旨を定款で定め で譲渡 株式会社は相 そのような会社の経営 に当該株式を売り渡す そのうち 非公開会社であ 株式を取得した者に 2望ま このことは 書面により、 により し 旧代表者の 株主の分散 の承継の円滑 い そ の1人が後 لح 取得する の全員 続により 人の親族 また中 会社 いうこ 族 推 法

> であ 払わ 株式 であ 算入 さ 9 すことを懸念して立 死亡等に起因する経営の らの規定は、 算入しないものとすると規定して 分を算定するための 記合意に係る株式等 は いることなどに表れて 分を算定するため により 切 は 事業活動の継続に悪影響を及ぼ せる遺産分割の審判を 0 所 の事情」 しな をすべて取得させ代償金を支 るから」 権 ŋ の許可を受けた場合に 部 6条所定の につい Aにこの株式をすべ る代償分割が認めら 利の種類及び 取得した株式等 そのような いことを合意 と述 に当たるというべ 中 . て、 小企 その価 遺 べ、 の 定産に属 性 事情は、 法されたも 業の代表者 財 Ó 財 本件 産の 質、 ٧١ 価 産 承継が 画額を遺 る。 全部 の 額 その て 家庭 の A 価額 を遺 は、 れ す 価 原 取 ると 民 また る 額 H 老 他 裁

介し、 要な意味を有しているの 中 この 小 参考に供することにしま 企業 東京高裁 の 株 式 の の 判断 相 続 は 極めて に で 関

重

て、

た。

5.

審判を変更しました。

消費税期限内納付

推進運動実施中

- ○消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ●基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の 確定申告が必要です(**1)。

消費税には 申告・納付期限(※2)が あります。

申告・納付には e-Taxが 利用できます。

個人事業者の方は 振替納税も 利用できます。

- ●期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ●確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(**3)に応じて 中間申告・納付が必要となります。

	直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
	4,800万円超	年12回 (確定申告 1 回、中間申告11回)
	400万円超 4,800万円以下	年 4 回 (確定申告 1 回、中間申告 3 回)
	48万円超 400万円以下	年 2 回 (確定申告 1 回、中間申告 1 回)
	48万円以下	年 1 回 (確定申告 1 回、中間申告不要) ^(※4)

消費税の期限内 納付を忘れずに。

で

いうA 株式

取得させるべ

K

つ

٧١

てこれをす

て 情

本

5

れ

ないとし

農地や住居 、き事

同様に扱

かず、

法定相 て、

続分での

0

審

判をしまし

に対

東京高裁

は

に判 これ

示

i

ま

した。

この

株式の 次



- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。 地方消費税を含まない年税額をいいます。 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した 場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

相



東京地方税理士会甲府支部

税理士

銀行借入金で自宅兼アパートを購入しました。

私も住宅ローン控除を受けることができますか?

このたび、

住宅ローン控除の要件

の計算に注意が必要です。

ン控除の適用要件と控除を受ける金額

ことができますが、住宅ロー 宅ローン控除の適用を受ける 自宅兼アパートであっても住

要があります。 主に次の2つの要件を満たしている必 住宅ローン控除を受けるためには、

、住宅を新築または取得する際の要件

- 国内に建築された家屋であること
- 家屋の床面積が50平米以上であるこ
- 家屋の床面積の1/2以上を専ら居 住用自宅として使用すること
- 返済期間10年以上の借入金等で取得

したこと

取得後6カ月以内に入居すること

ごとの要件) (住宅ローン控除を受けようとする各年

- 適用を受ける各年の年末時点でその 住宅に居住していること
- が3,000万円以下であること 合計所得金額(損益通算直後の所得)

2 住宅ローン控除を受けられる「住 宅」に該当するか

金で取得したら当然住宅ローン控除を かは最重要ポイントです。住宅を借入 いくつかありますが、その中でも、購 ン控除を受けられる住宅」に該当する 入しようとしている住宅が、「住宅ロー 先のように住宅ローン控除の要件は

> すので注意が必要です。 受けられるものと思ってしまいがちで

(国内の家屋で床面積が50平米以上)

限定され、また、一定規模の住宅普 及の目的から、床面積が50平米以上 策でもありましたので、国内家屋に の家屋を対象としています。 もともと国内住宅産業後押しの政

件を満たすか、 震基準適合証明書があるか) 中古住宅の場合には、経過築年数が要 満たさない場合には耐

得時点での耐震基準適合が証明され 場合には、売買契約の『前に』「耐震 が必要です。 では原則手遅れですので事前の確認 ている必要があります。売買契約後 基準適合証明書」等を取得して、 て住宅ローン控除を受けようとする 築年数が経過した中古住宅につい 経過築年数の要件は非耐火建築物 耐火建築物25年であるもの。 取

(1/2以上が居住用かどうか)

けることが可能です。 部分については住宅ローン控除を受 る場合には、全体のうち居住用自宅 上の部分を居住用として使用してい 合でも、その家屋床面積の1/2以 家屋の一部が店舗というような場

宅ローン控除の計算対象とします。 分の床面積に対応する金額だけを住 のうち、床面積で按分して居住用部 その際には、借入金等の年末残高

> 居住用自宅部分が家屋床面積の1/2 過半となることが多く、その場合には る場合、アパート部分が家屋床面積の ローン控除を受けることができません。 以上ではなくなるため、一切の住宅 しかしながら、自宅兼アパートであ

3 区分所有登記が活用できます

えますので、居住用自宅部分の床面積 受けることができるようになります。 用自宅部分について住宅ローン控除を 体の過半がアパートであっても、居住 とが有効です。区分所有登記された居 用自宅部分とアパート部分を分けるこ が50平米以上であれば、家屋床面積全 住用自宅部分は単独で1つの家屋と考 合には、「区分所有登記」によって居住 ただし、借入金等の年末残高につい そのような自宅兼アパートである場

場合、申告に必要な「住宅借入金等残 高証明書」の郵送がないことがありま てもらうことができます。 様式での借入金等残高証明書を発行し すが、金融機関等に依頼すれば所定の なお、アパートローン等の借入金の とは同様です。

が住宅ローン控除の計算対象となるこ て居住用自宅部分に対応する金額だけ

除メリットと比較のうえご検討くださ 費用や名義変更時手続きが増加する等 のデメリットもありますので、 区分所有登記のためには、測量登記 税額控

平成二十九年の

県内経済の展望

出梨中銀経営コンサルティング 株式会社

いても、 伸び悩みました。また、これまで好 調に推移してきた観光関連産業にお ド改善の遅れから小売業でも売上が では、 との競争激化等を背景に、総じて厳 造・非製造業ともに力強さを欠きま がみられました。 で推移した建設業で厳しさを訴える 産業は国内需要の伸び悩みや輸入品 した。製造業では、 しい状況が継続しました。非製造業 に好調な動きがみられた一方、 が多く聞かれたほか、 横ばい圏内での推移となり、 年 公共、民間工事ともに低水準 の県内景気を振り返りま 外国人観光客数に増勢鈍化 機械工業の一部 消費マイン 地場 製 す

促し、横ばい圏内から抜け出し持ち所得環境の改善や設備投資の増加を景気は、企業収益の堅調さが雇用・会年の景気を展望しますと、国内

直しへ向かうことが期待されます。県内景気も、基本的には国内景気に連動して持ち直しに向かっていくものと期待されます。ただし、国内景気に多くを期待し難いほか、国内景気に多くを期待し難いほか、国内景気を牽引する大手企業の業績改善が県内企業に波及するのにタイムラグがあることから、国内と比べると、やお緩慢な動きとなることが予想されます。

項目別にみますと、個人消費は、項目別にみますと、個人消費は、

業経営動向調査」(山梨中央銀行)いくとみられます。なお、「県内企設備投資も、緩やかに持ち直して

前向きな姿勢が窺われます。においても、実施予定率や投資額に月~二十九年三月)の設備投資計画の平成二十八年度下期(二十八年十

続くと見込まれます。ただし、 激化などから、総じて厳しい状況が 推移する見通し」との声が聞かれま われます。 むチャンスは広がっていくものと思 どに注力することで、 た自社ブランド商品の開発・提供な 力のある高級品や顧客ニーズを捉え 内需要の伸び悩み、輸入品との競争 織物などの地場産業においては、 す。一方、宝飾、 ル稼働が続き、それ以降も高水準で 業からは「少なくとも三月まではフ 続するものと見込まれます。 晶製造装置の受注・生産が好調を持 生産面は、機械工業で半導体・液 ワイン、ニット、 需要を取り込 県内企 競争 玉

にあたります。「丁」は、季節でいた客の動向が注目されます。当面は光客の動向が注目されますが、さて、陰陽五行によると、平成さて、陰陽五行によると、平成されます。、
は、「丁酉(ひのと・とり)」
は、「丁酉(ひのと・とり)」
は、中国人など外国人観

め、 ことに挑戦する転機の年」というこ に、 くる状態を示しています。 達した状態、 なってくる時期ですが、 伸びてきた陽気がいよいよ盛んに とになるでしょうか。 めてきた活動の成果を得るととも た、「酉」は、 めてくることも意味しています。 えば四月から五月にかけて、 た陽気が少しずつ下降線をたどり始 丁酉 それに満足することなく新しい は、「これまで大事に進 新しい勢力が台頭して 果実が成長の極限に 盛んになっ このた 春 から

です。 二十八年は、英国のEU離脱やトラ 後となる勿れ」という諺のように 思われます。革新の時代を力強く生 という機運がみられましたが、 かって、 リーダーシップを発揮し、 き抜くためにも、 れを変えたい、世の中を刷新したい われています。 ンプ大統領誕生など、これまでの流 二十九年もこのような傾向が続くと 鶴」となれるよう自らの 酉年は、 まい進する年にしたいもの 古来より革命の年と言 これに先立つ平成 「鶏口となるも牛 「鶏群 平成

国税庁主催

平成28年度 税に関する高校生の作文

選

税に関する高校生の作文募集は、次代を担う高校生に税に対する関心を深めて頂くた めに昭和37年から実施しており、今年は全国1,714校より210,468編の応募がありま した。その内、甲府税務署管内20校より2,700編の応募があり、20編が甲府税務署長 賞に入選しました。 ここでは平成28年11月11日に開催された納税表彰式において、 20編の中から代表して発表された作品をご紹介いたします。

出

かけるたびに多くの問題に悩まさ

私も姉もまだ幼かった頃、

家族で

ば

かりだった。

0



作文を朗読する木盛和美さん

やり アフリー た。この補助金は税金から出されて 金を支給するという政策を行ってき バリアフリーにする際に国から補助 化を推進するために政府は、 ように整備され、 つまり、 精神も広 化が進展 税金のおかげでバリ が しそれに伴 ってきて いる い思い

業が 現れているもの 有名なものといえば老人ホ 障害者 挙げられる。 の思いやりの精神が 0 社会福祉事業で最 一つに社会福祉事 よく 1 L

る社会」の実現につながるのではな

したい。

そして、

感謝の気持ちを持

それは、

互いに

「思いや

く義務があると思う。 今まで支えてもらった分、

だから、

目先

支えてい

の利益にばかりとらわれないように

私たちは、

税金について深く知り、

これから高齢化社会を生きて

いく

いだろうか。

やる社会をつく 山梨学院高等学校 3 年

木

盛

和 美

だ。

もできず、 思うように動かせないため歩くこと 中でも重い症状なのだそうだ。 手を借りながら生活している。 る。 そんな姉との生活は不自由なこと 0 脳性麻痺という病気で、 姉 は生まれつき障害をもって 車椅子を使い、周囲の人 体が その

٧١

私

なり増えた。これらのバリアフリー くし、さらにエレベーターの数もか 進み歩道は全ての人が利用しやすい していたのを今でも思い出 母が車椅子を運ぶというように苦労 という時は、父が姉を抱きかかえ、 なかったときは非常に困った。 などだ。エレベーターもスロープも れていない道、 れた。それは、 してもそこを通らなければならない しかし、近年はバリアフリー化が 大きな段差や整備さ 狭くて通れない場所 至る所の段差をな 設備を どう

らだと思う。 してみれば、 るが、それは間違いだ。 得るお金が減るため反対する人が めるお金が増えることで自分たちが 金の使い道や実態をよく知らないか メージをもっていない。 らず多くの人が税金に対して良い にも税金が役に立っているにも関 が支えているのだ。 害のある人たちへのサービスを税金 や設備費も税金によって賄われ たいという希望を叶えてくれた。 ることがきっとわかるはずだ。 る。日本中に存在する福祉施設や障 この社会福祉事業における活動費 増税と聞いても国に納 税金の恩恵を受けて しか それは、 ľ 周りを見渡 こん 7 イ

と就職が難しいという問題への対策 ている。これは、 でもあり、 逆にあ 私の姉もそのような施設に勤 障害をもつ人たちが また障害のある人の働 まり 知 障害をもって 5 れ て 働 ける施設 いる

甲府法人会たより

の投資

山梨県立韮崎高等学校 1 年 清 水

侑

希

私がこれを思い知ったのは、 税とは有り難いものだ。」 高校

かる。 年間も医療費が無償なのはとても助 校三年生まで医療費が無償だ。 私の住んでいる韮崎市では、 実際私は、 大きな病気の時も困らずに済 少しの風邪でも病院に行ける 右手首リンパ管腫瘍 十五 中学



素晴らしい制度だと思う。

作文を朗読する清水侑希さん

通える。義務教育制度により、生ま ど、 Ł, 5 た。 いる。義務教育があることにより、 な れた境遇に関わらず夢を叶えられる 家庭の収入に関係なく平等に学校へ のために、 で三歳の時に入院し、 中学校までの教科書の無償化 い。その後の定期検査も考える 義務教育の実施も税が関わって 手術代は出せなかったかもしれ 医療費がもし無償では無かった 莫大なお金になる。 税は必要なものだ。 手術を受け 国民の健康 な

な 無くなったのだ。 く変わった。当たり前が当たり前で の話である。 だが、これは全て中学校卒業まで これにより、 現在の私には適用され 私の生活は大き

は診察するのにお金がかかる。そう えにくくなってしまったため、眼科 行こうと考えた。だが、今年から 例えば医療費だ。 眼鏡をかけている。最近また見 私は視力が悪

> 当然教科書などを購入したが、これ だが、それでも負担は大きい。 るから、中学校とは比べ物にならな ほど高いのかと驚いた。 いほどお金がかかる。授業料は免除 義にかかる費用は全て自己負担とな 教科書や参考書などの学用品や、 お金がかかる」という事実によっ 義務教育についても同様である。 病院が少し遠い存在となった。 未だに眼科 へ行っていな 私も

Ł, も、 なってしまう。 うお金は無くなるだろう。そうなる なくてはいけない。自分のために使 くなってしまうと、全てを自分でし られていることが分かった。 この二つについて考えただけで 生きていくことは辛いことに 税によって私たちの生活が支え 税が無

民全員で協力して工面している。 に必要なものだ。 医療費や教育費は、 のは難しい。だから、 には、それなりの費用が必要とな は、自由でいることだと思う。 一人一人が自分の人生を生きるため 税は何のために必要なのか。 自由に生きるためだと考える。 でも、 それを自分でカバーする 夢を叶えること 夢を叶えるため その費用を国 国民 私

> るはずだ。 う考えると、 税の必要性が見えてく

納めたくないと思っている人がいる とはできないだろうか。 かもしれない。でも、こう考えるこ 税は労働者に重くのしかかるもの 生活を圧迫することもあるだ 私たち高校生の中にも、

繋がっているはずだ。 自分の行ったことは、 ·税とは、将来への投資である。」 全て自分に



特急あずさ50周年記念イベントと まちなか学園祭に参加して



四菱まちづくり総合研究室

事務局長 吉澤明日香

株 印 傳 屋 上 原 勇 七 様、 りました。 レットを配布しました。 んの衣装を着てあずさの車両内で、 示いたしました。私は、ハイカラさ もてなしBOOK3』の拡大版を展 ともに、特急あずさの車両内に は、「よつびし総研」の活動報告と 参加させていただきました。当日 いた「特急あずさ50周年記念イベン ・@立川駅」に「よつびし総研」も 「王子支社様からオファーを頂いて 2016年10月16日、 レトロな車両で独自の味わいがあ オリオン・スクエア様のパンフ 今のものとは違いクリーム色 老若男女問わず乗車され 甲州夢小路 あずさの車 JR東日本 「お

した。 ろんなお店があるんだね。」「今度 知っていただきたいと改めて感じま て は当たり前だと思いました。そし 県外の方が甲府のことを知らないの に入るまでお店を知らなかったので を通じて私自身が、「よつびし総研 す。特急あずさ50周年記念イベント ない」という方がとても多かったで ていて「甲府のまちを訪れる機会が をいただきました。しかし、お話し 行ってみます。」という嬉しい答え しBOOK』を通じて甲府の魅力を お客様に話しかけると「甲府ってい 学生目線で取材した『おもてな

園祭」 モ 1 11月12日には、 ション課様主催の「まちなか学 に参加しました。「よつびし 甲府市シティプロ

を知っていただくことで興味を持っ

ていただき、

実際に足を運んでいた

研

の展示を見てくださいました。

お客様は車両内の

「よつびし総

両 0)

甲府で」をコンセプトに、 ないかと思います。学生の手で地域 様にご提供していただきました。 様々な世代の方々と交流することが やお子さんを連れた若いご夫婦など 聞くことができました。また、 した。 ちなかで1日限定のカフェを出店し e」を企画し、 総研」は「ふらっとまちなかca んでいただくということは、 のお店を紹介し、そのお店に足を運 わっていただくことができたのでは お店の食材を多くのお客さんに味 回のイベントで私たちがおすすめの ヒー様、クッキーは早川ベーカリー 出来ました。コーヒーは寺崎コ ていただいたので子育ての話なども けではなくお母さんも一緒に参加し ショップを担当しました。子どもだ どの音楽ライブを同時開催いたしま 立大学のアコースティックギターな セサリーのワークショップや山梨県 ました。他にも、ジュエリー、 よつびし総研」の活動をする上で 番大事にしてきたことです。 イベントの中で私はワー 「おしゃれな午後を 甲府 私が 情報 アク のま 今 1 ク f



まちなか学園祭

と考えています。 だくというサイクルが、 化する一番効率的な方法ではないか 地域を活性

思います。今後とも、ご指導、 撻のほどよろしくお願いします。 に発信して楽しく活動してほし にはこれからも甲府の魅力を県内外 望さんをはじめとする後輩スタッフ の小林萌奈さん、会計部長の気賀澤 す。次期代表の杉田竜也君、 と活動ができたことを誇りに思いま 最後に、3年間とても楽しく仲間 事務局 いと 鞭

山梨県立大学国際政策学部 国際コミュニケー ション学科三年

甲府税務署からのお知らせ

番号の記載と本人確認

平成28年1月からマイナンバー制度がスタートしました。所得税の確定申告書については平成28年分から、法人税については平成28年1月1日以降に開始する事業年度の申告書から、消費税については平成28年1月1日以降に開始する課税期間の申告書から、個人番号・法人番号を記載していただくことになります。

申告書や申請書、納税証明書交付請求書を提出される際は、<u>マイナンバー(個人番号)の記載</u>と併せて<u>本人確認書類の提示又はその写しの提出</u>も必要です。マイナンバー制度における**本人確認書類とは、運転免許証等の身元確認書類と、マイナンバーが記載されている通知カード等の番号確認書類の両方が必要となります**ので、御留意願います。

国税局及び税務署においては、マイナンバーの記載や本人確認方法等の広報・周知を行ってまいりますが、皆様におかれましても、社会保障・税番号制度導入の趣旨を御理解いただきますようお願いします。

詐欺にご注意を!!!

内閣府のマイナンバー総合フリーダイヤルなどに対し、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や 個人情報を取得しようとするマイナンバー詐欺に関する情報が寄せられています。

相談事例の紹介

- ●市役所の職員を名乗る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録など手数料を名目にお金をだまし取られた。
- ●携帯電話に「あなたの個人情報が漏えいしている」「マイナンバー情報が漏れると住民票の 異動、銀行□座の開設など簡単に行われてしまう」などと記載されたメールが届き、個人情報の削除費用などとして電子マネーを購入するよう指示され、その電子マネーをだまし取られた。

マイナンバーの通知や利用などの手続で、国や自治体の職員が口座番号や口座の暗証番号、資産の 情報、家族構成などの個人情報を聞くことはありません。また、金銭を要求することもありませんの で、御注意ください。

皆様におかれましては、このような詐欺の被害が発生していることについてご留意いただくとともに、ご家族や従業員の方など、周りの方が同様の被害に合わないようにご配意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

不審な電話を受けた際の相談窓口

- ■不審な電話はすぐに切る、不審なメールは無視することとし、警察の相談専用電話「#9110」 へ連絡するか、最寄りの警察署まで御相談ください。
- ■不審な電話やメールに対する相談窓口としては、警察の相談専用電話のほか、消費者ホットラインも設置されています。消費者ホットラインの電話番号は、「188」です。 「いやや!」と覚えてください。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や申請書等には

イナンバーの記載が必要です!!



社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、

申告手続などには

マイナンバーの 23㎜ 記載

提示又は写しの添付

が必要です!

本人確認書類

+



ナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



イナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

ご本人のマイナンバーを確認できる書類

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンパーの記載があるものに限ります。)

などのうちいずれか1つ



身元確認書類

記載したマイナンバーの 持ち主であることを確認できる書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード

などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードの 申請はお済みですか?

マイナンバーカードを

申請されて、受取を

忘れていませんか?

マイナンバーカードの取得方法等について

マイナンパーカードの申請方法、受取方法等については、内閣官房ホームページ 「マイナンバー 社会保障・税番号制度」をご覧ください。

ホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

内閣官房 マイナンバー

マイナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン設定などに ついては、公的個人認証サービスのホームページをご覧ください。

ホームページ

https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html 公的個人認証サービス ICカードリーダライタのご用意

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

最新情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

ホームページ

http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm

国税庁 マイナンバー



マイナンバ カードって?

マイナンバーの提示と 本人確認が、これ一枚で 完結できます!

平成29年7月から始まる 「マイナボータル」に ログインできます! **

住民票の写しや 印鑑証明書を コンビニで取得できます!

※1 詳しくは、内閣官房のホームページをご覧ください。 ※2 お往まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

内閣官房•内閣府•国税庁



マイナンバーカードで e-Taxが利用できます!!

① マイナンバーカード

2 ICカードリーダライタ









国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した所得税申告書などは、ご自宅などのパソコンから ① 及び ② を利用して、e-Taxにより送信することができます。

※e-Taxの利用に際しては、次の「事前準備」が必要です。

① e-Taxが利用できるパソコンの用意、② 開始届出書の提出、③ 電子証明書の取得(マイナンバーカードには、標準的に組み込まれています。)、④ e-Taxへの登録、⑤ ICカードリーダライタの用意など。

e-Taxの利用可能時間

月曜日~金曜日 8時30分~24時(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。) ※確定申告期間中は、原則として24時間(土日祝日を含みます。)となります。

e-Taxの利用に当たっての電話によるお問合せ先

● e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーの操作など(税務相談を除く。)のご質問は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスクにお問合せください。

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

TEL.0570-01-5901 (全国-律市内通話料金)

月曜日~金曜日:9時~17時(祝日等及び12月29日~1月3日を除きます。)

- ※確定申告期間中は、原則として月曜日~金曜日の9時~20時となります。
- ※受付時間は変更される場合がありますので、e-Taxホームページでご確認ください。
- ▼イナンバーカードに係るICカードリーダライタの設定、対応機種、パソコン 設定などのご質問は、マイナンバー総合フリーダイヤルにお問合せください。
 ※マイナンバーカードに対応したICカードリーダライタは、公的個人認証サービスのホームページでご確認ください。

せください。お問合せ先が、異なります

ご質問の内容により

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

(音声ガイダンスに従って1番を選択してください。)

月曜日~金曜日:9時30分~20時/土日祝:9時30分~17時30分(12月29日~1月3日を除きます。)

※受付時間は変更される場合がありますので、内閣官房のホームページでご確認ください。

内閣官房·内閣府·国税庁

法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の 税制改正について

山梨県

平成27年度税制改正の概要

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

1 法人県民税(均等割)の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正

均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」について、無償増減資等を行った場合は調整後の金額とし(**)、かつ、その「資本金等の額」は「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

(※)株主総会議事録や株主資本等変動計算書など、無償増減資等を行ったことを証する書類の添付が必要です。

2 外形標準課税法人(資本金1億円超の法人)にかかる改正

(1)法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに、外 形標準課税(付加価値割、資本割)と地方法人特別税の税率を2年間で段階的に引 き上げることとしました。 税率については 次のページを ご覧ください

(2)法人事業税に係る経過措置

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす場合に付加価値割から一定額を控除します。また、付加価値額が40億円未満の場合に新税率適用により増加する事業税の負担分を最大2分の1軽減します。

(3)法人事業税(資本割)の課税標準となる「資本金等の額」の改正

資本割の課税標準となる「資本金等の額」については、前述の法人県民税(均等割)における税率区分の基準と同様に「資本金と資本準備金の合算額」が下限となります。

平成28年度税制改正の概要

平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

1 外形標準課税法人(資本金1億円超の法人)にかかる改正

(1)法人事業税と地方法人特別税の税率改正

外形標準課税法人に係る法人事業税の所得割の税率を引き下げるとともに、外 形標準課税(付加価値割、資本割)と地方法人特別税の税率を引き上げることとし ました。

税率については 次のページを ご覧ください

(2)法人事業税に係る負担変動の軽減措置

付加価値額が40億円未満の場合に新税率適用により増加する事業税の負担分を最大4分の3軽減します。

2 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

法人税の青色申告を提出する法人が、地域再生法の認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと 創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合、その10%を法人事業税から、5%を法人県民税法 人税割からそれぞれ税額控除できます。(税額の20%が上限)

(※)認定地方公共団体が寄附金の受領について地域再生法施行規則第14条第1項の規定により交付する書類(受領証)の写しの添付が必要です。

お問い合わせ先

- ●山梨県総務部税務課 課税担当 ————— TEL 055-223-1387
- ●山梨県総合県税事務所 事業税課 法人担当 TEL 055-261-9116

税 率 表 [平成28年度税制改正後]

【山梨県】

1 法人県民税均等割の税率

区分	税率
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 840,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額 567,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額 136,500円
資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額 52,500円
上記以外の法人等	年額 21,000円

- ●資本金等の額とは、法人税法第2条第16号又は同条第17号の2に規定する額(保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額)をいいます。ただし、無償増資、無償減資等を行った場合は、調整後の金額となります。その場合、株主総会議事録や株主資本変動計算書など、無償増減資を行ったことを証する書類の添付が必要です。
- ●上記資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が法人の資本金等の額となります。
- ●上記均等割の税率は、1年に満たないときは、事務所、事業所、寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定(月割計算)してください。

2 法人県民税法人税割の税率	H26年9月30 日以前に開始 する事業年度 分		月31日までに	H28年4月1日 からH31年9 月30日までに 開始する事業 年度分
区分		税	率	
下記以外の法人	5.8%		4.0%	
○資本金の額又は出資金の額が1億円の法人で、				
従業者の総数(山梨県以外の従業者を含む)が300人を超える場合	5.8%		4.0%	
従業者の総数(山梨県以外の従業者を含む)が300人以下の場合	5.0%		3.2%	
○資本金の額又は出資金の額が1億円未満の法人○資本又は出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)○法人でない社団や財団で代表者や管理人の定めがあり、収益事業を行うもの○法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人	5.0%		3.2%	

[●]平成22年9月30日以前に解散した法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

3	3 法人事業税の税率					H26年10月1 日からH27年 3月31日まで に開始する事 業年度分	H27年4月1日 からH28年3 月31日までに 開始する事業 年度分	H28年4月1日 からH31年9 月30日までに 開始する事業 年度分
	区分	法人の種類		所得等の区分		税	率	
				400万円以下の金額	2.7%		3.4%	
		普通法人、公益 法人等、人格の	「かほりノラサチリリカで起えりリカルトリ五娘		4.0%	5.1%		
	11. 但 4. 数 == 以 注	ない社団等	所得のうち年800万円を超える金額		5.3%	6.7%		
1	所得金額課税法人 (②及び③以外の法人)		軽減税率不適	用法人(※)	5.3%		6.7%	
	(0,000 0,000,000,000,000,000,000,000,000	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額		2.7%	3.4%		
	(農業協同組合、信用		所得のうち年400万円を超える金額		3.6%	4.6%		
		金庫、医療法人等)	軽減税率不適	用法人(※)	3.6%	4.6%		
2	収入金額課税法人	電気供給業、ガス 供給業、保険業	収入金額		0.7%		0.9%	
		各事業年度末の資		年400万円以下の所得	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
		本金の額又は出資	所得割	年400万円を超え800万円以下の所得	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
(3)	 外形標準課税法人	金の額が1億円を 超える普通法人	「八1年前	年800万円を超える所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
9	アルルホー林代本人	(一般社団・財団法		軽減税率不適用法人(※)	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		人、投資法人及び特	付加価値割	付加価値額	0.4	8%	0.72%	1.20%
		定目的会社を除く)	資本割	資本金等の額	0.2	2%	0.3%	0.5%

- ●軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行い、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。
- ●平成27年4月1日以後に開始する事業年度の外形標準課税法人の資本割については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、当該合計額が課税 標準となります。
- ●①、③の法人で、事業年度が1年に満たない場合の所得等の区分については、上記該当所得金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12で除して算定(月割計算)してください。また、2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の上記の所得は、関係都道府県に分割される前の所得です。
- ●平成22年9月30日以前に解散した法人、特定信託の受託者である信託業を行う法人にかかる税率については、別途、山梨県総合県税事務所までお問い合わせください。

4 地方法人特別税の税率		H26年9月30 日以前に開始 する事業年度 分	日からH27年 3月31日まで	H27年4月1日 からH28年3 月31日までに 開始する事業 年度分	からH31年9 月30日までに
	区分		税	率	
1	所得金額課税法人にあっては、法人事業税所得割額の	81.0%		43.2%	
2	収入金額課税法人にあっては、法人事業税収入割額の	81.0%		43.2%	
3	外形標準課税法人にあっては、法人事業税所得割額の	148.0%	67.4%	93.5%	414.2%



正

芦澤 敏久 株山梨中央銀行

髙野孫左ヱ門 佐々木宏明 中村己喜雄 (株)マル ㈱中村建設 ㈱吉字屋本店 山梨トヨタ自動車㈱ 山梨交通㈱ モ

株 窪 田 商 会 ㈱山梨文化会館

甲府信用金庫

長坂 内田 幸夫 小林ニットウエア㈱

敷島金属工業㈱ 篠原貿易㈱

㈱テレビ山梨 ㈱カルク 株 坂 本 建 運 ㈱サンキョ

株オオキ

輿水 ㈱ 内田印刷所 棚戸栗製材所

旬長坂百貨店 新津建設㈱

㈱峡南堂印刷 湯澤工業㈱ 協和産業㈱ 所

甲斐日産自動 車

(株)

顧

問

櫻井

洋

山梨トヨタ自動車㈱

正司

東京地方税理士会甲府支部

田切 山興㈱ ㈱オギノ

小野 株ダイアート三 金精軒製菓㈱ **侑藤本運送** 枝

㈱八光 宏和建設㈱ ㈱印傳屋上原勇七

小澤 太田 小沢木工㈱ 侚大泉タクシー 太田工業㈱

古守 中澤 重夫 ㈱小林商会 **株談露館 户守工業㈱**

飯島 山寺英一郎 忠 井筒屋醤油㈱ ㈱イノウエ 株常磐ホテル

飯田 齊藤 基樹 八朗 (株) 湊與 **有飯田建材** 浅川熱処理㈱

松葉 河西 秋山 小林 成光 ㈱石友 ㈱河西金属商事 ㈱ホテル舟山 ㈱コバヤシ

㈱少國民社 龍王産業㈱

恊国母工業団地工業会

㈱旅工房 北杜タクシー

小澤 正 清水工業㈱ 株アズマ工機 アジア燃料㈱

望月健二郎

大栄設備㈱

株高野貴金属

㈱フジヤ

㈱印傳屋上原勇七

株合同タクシー 山梨北開発興業㈱

旬山梨薬局

㈱早野組 ㈱小笠園 寺井木材㈱

昭和産業㈱

深澤由於 美子 **旬相原商事 侑菱和産商**

丸山 梅本 正 始 和 実 株 丹 沢 電 機 株コーシン 丸十山梨製パン㈱

㈱甲陽木工製作所

㈱ササキ

正己

石川 眞一 茂 ㈱角石商会

清水 渡邉 富平 琢美繊維㈱

塚原 飯島正二郎 敏夫 ㈱甲陽木工製作所 株 澤 田 屋 中沢建設㈱

長谷川正一郎 **侑川音運輸** 長谷川醸造㈱

横山商事㈱

㈱甲斐延 ナカゴミ㈱

(株)

進 侏櫻本鉄工

武田 飯島 齊藤 豊前多津美 康弘 豊前医化㈱ ㈱イイジマガラスサッシセンター ㈱伊藤物産 **旬イゲト斉藤商事** ㈱テンヨ武田

水上源太郎 ㈱大統 ㈱甲斐興運 山梨化学工業㈱

佐々木弘勇 ㈱テレビ山梨 タイヨー産業侑 **旬新世自動車整備工場**

専務理事

大石 俊夫 公益社団法人甲府法人会



税の無料相談会』開催のお知らせ

法人会では、東京地方税理士会甲府支部 所属の税理士にご協力いただき「税の無料 相談会」を開催いたします。

まもなく開始される確定申告や法人税・所 得税・相続税・贈与税・消費税のご相談など、 税について何でもお気軽にご相談ください。

個別相談となりますので、事前にお申し 込みが必要となります。お申し込みの方は 下記連絡先までご連絡ください。

時⋯平成29年2月20日(月)

午後1時30分から順次

所…甲府法人会館(甲府市中央4-12-21)

連絡先…法人会事務局

話···055-237-7774 FAX···055-237-7790

メールアドレス…yamanaho@cc.mbn.or.jp

担当職員…長坂までお問合せください。

ご連絡をお待ちしております。

ご入会ありがとうございます (平成28年11月~12月)

(順不同・敬称略)

		(//(Д. 1.11-1) - ()/(1.11-1)
正会員 法人名	所在地	支部名
株式会社 協栄住建	中央市布施	田富支部
有限会社 加賀美塗装店	南アルプス市落合	甲西支部
株式会社 山孝土木	南アルプス市東南湖	甲西支部
有限会社 J. P. 渡邊商會	甲府市大里町	大里・大国支部
株式会社 コミヤマ	甲府市砂田町	里垣・甲運支部
株式会社 協同	甲府市中小河原	山城支部
株式会社 Atelier TAKA	甲斐市龍地	双葉支部
賛助会員 事業所名	所在地	支部名

賛助会員 事業所名	所在地	支部名
小笠原税理士事務所	甲府市宝	穴切支部
A·I 企画	甲府市富竹	貢川支部
岩波好美	甲府市山宮町	千塚・羽黒・千代田支部
井富初美	甲斐市篠原	竜王支部

概要 ○所得金額と法人税額の計算 ○会計上の利益と所得金額 ○会計上の利益と所得金額 三月 法人税申告書の作成セミナ ○租税公課の経理処理と別○別表四と別表五(一)の○法人税確定申告書の仕組○法人税確定申告書の構成○税務調整 研修内容 別 表五 七日 アピオ甲府 の組成 計額算 表関係

0

二月 二二月月 決算法人説明 ○決算の留意点に ○消費税について (研修内容) 十六日 十四四 十五 Ė Ē 日 日

山梨県自治会館山梨県高通センター山梨県流通センター

三月 設法人説明 ○日常の取引に係る法人税法 ○設立にともなう手続 源泉徴収事務に 0 十七日 申告・納税について 府 つ

法 人会 続きと税が 館 金

い

7

研 修 定

甲府市中央四丁目十二番二十一号 広報委員長 長坂 茂 平成二十九年一月十九日 TEL ○五五 - 二三七 - 七七七四 公益社団法人甲府法人会 代式会社 少國民社 長

お知らせ

表紙の写真の募集について

甲府法人会では、『甲府法人会たよ り」の表表紙に使用する写真のご提供 を募集いたしております。

○源泉徴収事務につ

7

つ

٧١

7

ご提供いただける募集対象の方は甲 府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北 杜市、中央市、昭和町に所在する事業所 にご勤務の方、または在住されている

方とさせていただきます。

詳細につきましては甲府法人会事務局 話 055-237-7774)

(FAX 055-237-7790) (メールアドレス info@kofu-hojinkai.jp)

担当職員名執までお問合せください。 ご連絡をお待ちしております。



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、 簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

- の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となる
- まで、しか月程度かかります。

[所得税など個人の確定申告書を作成される方へ] =

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成すること ができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを準備すれば、 自宅等のバソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、 本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。



所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できます。

e Taxを利用して所得税及び 復興特別所得税の申告をすると こんなメリットが!

添付書類の 提出省略。

還付か スピーディ



法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。



